

令和7年9月10日

1. 出席議員

1 番	釘 尾	勢津子	9 番	松 田	義 太
2 番	宮 崎	幸 宏	10 番	勝 屋	弘 貞
3 番	笠 繼	健 吾	11 番	角 田	一 美
4 番	中 村	日出代	12 番	伊 東	茂
5 番	池 田	廣 志	13 番	福 井	正
6 番	杉 原	元 博	14 番	松 尾	征 子
7 番	樋 口	作 二	15 番	中 村	和 典
8 番	中 村	一 堯	16 番	徳 村	博 紀

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	白 仁 田	和 哉
事 務 局 長 换 佐	中 島	圭 太
議 事 管 理 係 長	松 本	則 子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長	松尾	勝利
副市長	鳥飼	敬廣
教育長	吉牟田	一広
政策総務部長	川原	逸生
市民部長兼福祉事務所長	岩下	善孝
産業部長	山崎	公和
建設環境部長	山浦	康則
会計管理者兼会計課長	藤家	隆彰
総務課長	嶋江	克樹
総務課参事兼選挙管理委員会事務局長	寺岡	弘子
人権・同和対策課長	山崎	智香
政策調整課長兼ゼロカーボン推進室長	中村	祐介
政策調整監兼DX推進室長	三ヶ島	正和
広報企画課長	田中	美穂
財政課長	山村	秀哲
財政課参考事	森	隆文
公共施設マネジメント室長	中尾	勝徳
市民課長	幸尾	かおる
税務課長	山口	洋輔
保険健康課長	染川	智輔
福祉課長	高本	子
産業支援課長	松丸	環大
商工観光課長	中尾	美佐
農林水産課長	星野	晃希
農業委員会事務局長	高本	将行
建設住宅課長	江島	裕臣
建設住宅課参考事	手島	秀康
都市計画課長兼鹿島駅前周辺整備推進室長	堀山	正樹
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長	橋川	宣明
環境下水道課参考事	中村	浩一郎
水道課長	江頭	憲和
教育次長兼教育総務課長	江山	徹也
生涯学習課長兼中央公民館長	口	

令和7年9月10日（水）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 報告第8号 私債権の放棄について（報告）
- 日程第2 報告第9号 令和6年度鹿島市土地開発公社決算について（報告）
- 日程第3 議案第53号 令和6年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第54号 令和6年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 議案第55号 令和6年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 議案第56号 令和6年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第57号 令和6年度鹿島市水道事業会計決算認定について
- 議案第58号 令和6年度鹿島市下水道事業会計決算認定について
(一括大綱質疑、決算審査特別委員会付託)
- 日程第4 議案第59号 鹿島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の制定について（大綱質疑、文教厚生産業委員会付託）
- 日程第5 議案第60号 鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の
一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第61号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、
討論、採決）
- 日程第7 議案第62号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討
論、採決）

午前10時 開議

○議長（徳村博紀君）

皆さんおはようございます。現在の出席議員は16名であります。定足数に達しております
ので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程どおりといたします。

日程第1 報告第8号

○議長（徳村博紀君）

それでは、日程第1. 報告第8号 私債権の放棄についてであります。

当局の説明を求めます。中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

おはようございます。それでは、報告第8号 私債権の放棄について御説明いたします。
議案書1ページをお願いいたします。

鹿島市債権の管理に関する条例第7条第1項の規定により、私債権を放棄したので、同条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

議案書2ページを御覧ください。

債権放棄報告書でございます。

債権所管課、水道課、債権名は水道使用料になります。放棄する私債権の合計額は316,255円で、内訳は、破産免責、6件174,058円、本人死亡で相続放棄等によるもの、3件128,518円、生活困窮、1件13,679円となります。

以上で報告を終わります。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、以上で報告第8号は終わります。

日程第2 報告第9号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第2. 報告第9号 令和6年度鹿島市土地開発公社決算についてであります。
当局の説明を求めます。村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

おはようございます。それでは、報告第9号 令和6年度鹿島市土地開発公社決算について御説明します。

議案書は3ページとなっています。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和6年度鹿島市土地開発公社の決算を別添のとおり報告するものです。

別冊の土地開発公社決算書をお願いします。

決算書の1ページをお願いします。

令和6年度は、公有地の取得及び処分は実施しておりません。

2の理事会の開催状況及び3の監査の状況につきましては記載のとおりです。

2ページをお願いします。

役員及び職員の一覧表となっております。事務局は財政課が所掌しております。

3ページをお願いします。

令和6年度収入支出決算書です。

収入は、予算額、事業外収入4千円に対し、決算額3,820円となっています。

4ページをお願いします。

支出は、予算額、管理費22千円に対し、決算額14,605円となっています。備考欄に記載のとおり、監査費用弁償及び九州地区土地開発公社等連絡協議会負担金などとなっています。

5ページをお願いします。

損益決算書です。

3の販売費及び一般管理費、事業損失の14,095円は、4ページの支出決算額14,605円から消費税額510円を差し引いた額です。

4の事業外収益、受取利息3,820円は、預金の利息収入です。

5の事業外費用、雑損失510円は、消費税です。

経常損失、当期純損失は、収入合計から支出合計を差し引いた10,785円となり、令和5年度繰越準備金10,785円で補填するものです。

6ページをお願いします。

貸借対照表です。

資産の部は、現金預金として資産合計37,012,901円を市内金融機関へ預金として保管しています。

負債の部はありません。

資本の部は、1、資本金の基本財産は、定款規定の1,500千円です。

2、準備金の前期繰越準備金は35,523,686円、当期純損失は10,785円で、準備金合計は35,512,901円となっています。

資本合計は、基本財産の1,500千円を加え、37,012,901円となっています。

7ページは準備金計算書です。

8ページは財産目録、9ページ、10ページは決算監査意見書の写しです。

11ページは資本金明細表、12ページは現金及び預金明細表となっていますので、御参照ください。

以上で報告を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの報告について質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

12番議員の伊東です。1点だけ質問させていただきます。

この最初のページに書いてあるように、公有地の拡大の推進に関する法律ということで、公有地の取得及び処分を実施しなかったというふうに書いてあります。

ここ数年、コロナが発生した令和2年ぐらいから、ちょっとこういうふうな公有地、都市開発にしても、今あまり動きがない状態です。しかし、鹿島市の今後の発展を考えると、公有地の取得も企業誘致等に関しては必要になってくる場合があると思うんですね。それと加

えて、この後、決算にも出てきますが、前年度、令和6年度のふるさと納税の寄附額は15億円を超えております。その辺りを利用しながら公有地の取得も今後考えるべきではないかと思うんですが、その辺り、市長はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

今、公有地の取得ということで質問がありました。

市の財産として公有地を取得するということになりますけど、目的がどういうことで取得をするのかということもありますし、今、人口減少社会の中で施設の整備も、施設をどういうふうに今から維持管理をしていくのかということもあります。

そういうことを含めた上で、今の鹿島市の財政状況、それと今、ふるさと納税と言われましたけど、ふるさと納税をそこに充てるかどうかというのはちょっと判断としてまだ今から考えていかなければなりませんが、公有地の取得については、そういうふうな市の今の持っている財産、それをどうしていくのかということと、今おっしゃった企業誘致のための土地を取得する、このことについても、やはりある程度のめどを立ててやっていかないといけないというふうに思っていますので、このことについてはある程度慎重に考えながら進めていかなければいけないと私は思っています。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

市長、答弁ありがとうございます。市長の答弁、おっしゃることも理解はできます。しかし、鹿島市、この後、10年、20年、30年後のことを考え、今のままでいいわけではない。人口減少が進んでいくから何でもかんでも投資的なものを抑えていくというのは、そうなっていくと若い世代の人たちも希望をそぐような形になっていく。だから、その辺りも考えながらしっかりと投資すべきはしていく。やっぱり県の南西部地区の1番になれるような施策を今後も考えていただきたいなと思っております。

この公有地の取得に関しては、今後、府議を含めてテーブルの上にのせていただき、検討もしてください。よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。ただいま伊東議員のほうから発言がありましたように、今、土地などを売り払っても鹿島市がなかなか買い入れないという状況ですね。しかし、やっぱり必要だと思

うものは十分に協議をして購入しておく必要があると思うんですが、実は私もある土地を、これは購入までせんでいいんですが、市にあげますよとおっしゃったんですが、全くそれがどういうふうに活用できるかの協議もないまま、そういった段階で、もううちは要りませんというような、そういう答弁しか返ってきていないんですよ。だから、そういうのがあった場合には、いただくという土地ですが、買わなくてはいけないような土地があってもやっぱり十分に協議をして、これがどのように必要なのか。やっぱり必要じゃないということになれば、それをはっきりとしたことを定めながら、買う買わない、いただくいただきないというのはするべきだと思いますが、その辺どうですか。そのことを、土地については私が言った意味はお分かりだと思います。その辺どうなんですか。

○議長（徳村博紀君）

松尾市長。

○市長（松尾勝利君）

松尾議員が今言われた件について、多分、市のほうに譲渡をしていいというような話の内容だと思います。

この公社のことについてとまた違う話になるんですけど、やっぱりそれをどういうふうに維持管理していくか、譲り受けるか、その話をしっかりとしていかないといけないと思いますし、向こうの思いと、じゃ、それを市が受けたときにどういうふうに、例えば、それを受けた造成したりとかいろんな課題が出てきますので、そこら辺の調整をしっかりとしなければいけないというふうに思います。

ただ、今おっしゃったように、いろんな空き家等が出てきても、要らない、市に全部という話も数多く今出てきています。そういうことも含めて、それを市が受けた場合に今から維持管理も含めてどういうふうにやっていかなければいけないかということですので、一つ一つの案件についてやはり丁寧に慎重に検討をしていかなければいけないというふうに思います。

○議長（徳村博紀君）

14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

市の実態は分かりますが、そういう面については、やっぱり1つ受けたら十分にどうしたらしいのかというのを協議してから結論を出すというような形で今から進めもらいたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、以上で報告第9号は終わります。

日程第3 議案第53号～議案第58号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第3. 議案第53号 令和6年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、議案第54号 令和6年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号 令和6年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号 令和6年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、議案第57号 令和6年度鹿島市水道事業会計決算認定について、議案第58号 令和6年度鹿島市下水道事業会計決算認定について、以上の6議案は一括して質疑に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。藤家会計管理者。

○会計管理者（藤家 隆君）

おはようございます。それでは、議案第53号から議案第56号までの令和6年度鹿島市一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定の4議案につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊の令和6年度鹿島市歳入歳出決算書により一括して説明しますので、準備のほどよろしくお願ひします。

最初に、議案第53号 令和6年度鹿島市一般会計歳入歳出決算について説明します。

決算書の3ページをお願いします。

一般会計の歳入合計は、表の一番下の行、調定額17,390,904,691円に対して収入済額17,281,513,850円で、不納欠損額12,854,218円、収入未済額は96,536,623円となっています。

次に、6ページをお願いします。

一般会計の歳出合計は、支出済額17,004,934,845円、翌年度繰越額は454,629,934円で、不用額は416,713,221円となっています。

その結果、歳入歳出差引残額は276,579,005円となり、そのうち翌年度に繰り越すべき財源31,843,934円を差し引いた実質収支額は244,735,071円となります。これにつきましては、151ページの実質収支に関する調書を御参照ください。

次に、16ページをお願いします。

歳入の主なものについて説明します。

1款1項. 市民税から5項. 入湯税までの市税は収入済額3,110,202,504円となり、1項1目の個人、いわゆる住民税において定額減税がありましたので、前年度と比較して、市税全体で87,414,985円の減額となっています。前年度との比較につきましては、別途、監査委員から提出いただいた鹿島市歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を参照ください。

不納欠損額は12,850,798円、収入未済額は60,874,611円となっています。市税の歳入全体に占める割合は18%です。

次に、17ページの7款. 地方消費税交付金は、地方消費税を財源に、人口、従業者数の比率で交付されるもので、対前年度比53,902千円増額の730,019千円の収入済額となっています。

9款. 地方特例交付金は、前年度と比較して113,667千円増額の140,539千円の収入済額となっています。このうち先ほど市税で説明しました定額減税の減収分の補填として、113,546千円が交付されています。

10款. 地方交付税の収入済額は4,418,321千円で、対前年度比280,012千円の増となっています。歳入全体に占める割合は25.6%です。

22ページをお願いします。

14款. 国庫支出金の収入済額は3,065,167,273円で、対前年度比219,127,955円の増額となっています。

23ページ、2項1目. 総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金やデジタル田園都市国家構想交付金などによるものです。

31ページをお願いします。

17款. 寄附金は1,555,990,178円で、このうち企業版とガバメントクラウドファンディングを含めたふるさと納税の額は1,522,448,029円です。寄附金全体では、前年度と比較して456,517,046円の増額となりました。

32ページの18款. 繰入金は、各種基金と他会計からの繰入れにより、597,469,687円の収入済額となっています。

33ページをお願いします。

19款. 繰越金は、前年度決算繰越金と繰越一般財源を合わせて331,542,962円です。

38ページをお願いします。

21款. 市債の収入済額は595,677千円で、鹿島市民文化ホールSAKURASの完成や道の駅「鹿島」の駐車場整備の完成などにより、前年度と比較して1,076,077千円の減となっています。歳入は以上です。

続きまして、歳出です。

41ページをお願いします。

1款. 議会費の支出済額は152,409,385円です。

42ページをお願いします。

2款. 総務費の支出済額は3,464,432,851円で、建設事業が完了した市民会館費の皆減などにより、前年度と比較して533,094,020円の減となりました。

47ページの企画費では、市制施行70周年に当たり、記念式典や記念動画「カシマノヒト」の制作、記念冊子「かしまBOOK」の作成などを行いました。

50ページの情報システム管理費では、市公式LINEの機能を拡充し、来庁しなくてもスマート

トフォンで各種証明書の申請、市内体育館の予約などが行えるてのひら市役所の推進を図り、市民サービスの向上に努めました。登録者数は今日現在で9,357人となっています。

57ページをお願いします。

3款. 民生費の支出額は6,486,733,757円で、歳出に占める割合は38.1%になります。前年度と比較して279,035,585円の増額となっています。

59ページの社会福祉総務費では、右下になりますが、新たに住民税非課税となった世帯などを対象に100千円を給付する低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業を実施しました。

71ページをお願いします。

下段になります。4款. 衛生費は1,039,879,175円の支出済額で、前年度と比較して106,969,577円の減となっています。新型コロナウイルスワクチン接種事業などの減によるものです。

76ページの環境保全費では、地球温暖化防止対策事業として、市庁舎や地区体育館、中川グラウンドの照明など、23の公共施設をLED化し、二酸化炭素の排出量と電気使用料の削減に努めました。

79ページをお願いします。

6款. 農林水産業費は916,478,131円の支出済額で、対前年度比60,713,574円の減となっています。産地生産基盤パワーアップ事業交付金、繰越明許の皆減などによるものです。

84ページの園芸振興費では、さが園芸生産888億円推進事業で、収益性の高い園芸農業の確立に必要な施設機械等を整備した21の事業主体へ助成を行いました。

91ページをお願いします。

7款. 商工費は399,345,776円の支出済額で、対前年度比266,761,719円の減となりました。道の駅鹿島駐車場整備事業の皆減などによるものです。

93ページの商工業振興費では、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、企業誘致対策事業としてサテライトオフィス整備等を行い、IT系企業など、4社の誘致に結びつけました。

96ページをお願いします。

土木費は976,099,315円の支出済額で、対前年度比159,348,834円の増となっています。

100ページ、道路新設改良費の辺地道路整備工事、中川内～広平線道路改良工事繰越明許などによるものです。

108ページをお願いします。

9款. 消防費は463,007,294円の支出済額です。

109ページの消防施設費では、消防団の積載車2台の更新、110ページの災害対策費では、防災情報伝達屋内放送システム告知受信機150台購入など、地域防災の向上に努めています。

111ページをお願いします。

10款. 教育費は1,407,698,881円の支出済額で、対前年度比187,621,842円の増となってい
ます。115ページの浜小学校体育館の長寿命化改良工事繰越明許や、124ページのSAGA2024国
スポーツ・全障スポーツ大会実行委員会への交付金などによるものです。

127ページの学校給食費においては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金やふるさと納税基金を活用し、保護者の負担軽減に努めました。

同じく127ページ、11款。災害復旧費は42,834,209円の支出済額で、令和5年7月豪雨、令和6年6月豪雨及び8月台風で被災した農地・農業用施設の復旧を行いました。

128ページ、12款。公債費は1,042,654,123円の支出済額、13款。諸支出金は550,320,753円の支出済額です。

一般会計については以上になります。

次に、議案第54号 令和6年度鹿島市国民健康保険特別会計の決算についてです。

7ページにお戻りください。

国民健康保険特別会計の歳入合計は、表の一番下段、調定額3,973,911,963円に対して収入済額3,870,887,386円で、不納欠損額は17,132,164円、収入未済額は85,892,413円となっています。

次に、9ページをお願いします。

歳出合計は、支出済額3,751,101,435円、不用額は99,599,565円となり、歳入歳出差引残額は119,785,951円で、全額を国民健康保険基金へ繰り入れています。

次に、歳入の主なものについて説明します。

132ページをお願いします。

1款. 国民健康保険税の調定額は777,594,118円、収入済額は675,476,800円で不納欠損額は17,107,902円、収入未済額は85,009,416円となっています。

4款. 県支出金は、収入済額2,775,026,203円で対前年度比39,966,203円の増となってい
ます。

133ページ中ほどの6款。繰入金は408,403,755円の収入済額で、対前年度比12,795,598円の増となっています。

次に、歳出は135ページからになりますが、136ページをお願いします。

2款. 保険給付費の支出済額は2,568,663,474円で、前年度と比較して65,785,733円の減となりました。

次に、137ページの3款、国民健康保険事業費納付金の支出済額は973,124,051円となり、対前年度比40,105,108円の増となっています。

次に、138ページの5款. 保健事業費の支出済額は35,325,161円で、対前年度比2,806,019円の増となっています。

140ページの8款. 諸支出金は、過年度分の国県負担金返還金を含む支出済額4,814,500円で、対前年度比28,426,633円の減となっています。

国民健康保険特別会計は以上です。

次に、議案第55号 令和6年度鹿島市後期高齢者医療特別会計の決算についてです。

10ページにお戻りください。

後期高齢者医療特別会計の歳入合計は、調定額538,574,841円に対して収入済額536,425,856円で、不納欠損額は494,485円、収入未済額は1,654,500円となっています。

11ページの歳出合計は、支出済額533,334,756円で不用額は4,698,244円となり、歳入歳出差引残額は3,091,100円となっています。

次に、歳入の主なものについて説明します。

143ページをお願いします。

1款. 後期高齢者医療保険料は、調定額376,981,785円に対し収入済額は374,832,800円で、対前年度比44,650,120円の増額となっています。

3款. 繰入金は155,259,190円、4款. 繰越金は5,118,860円の収入済額です。

次に、歳出ですが、145ページをお願いします。

2款. 後期高齢者医療広域連合納付金の支出済額は527,000,180円となり、対前年度比53,912,180円の増額となっています。

最後に、議案第56号 令和6年度鹿島市給与管理特別会計についてです。

12ページをお願いします。

給与管理特別会計は、一般会計及び各特別会計の会計年度任用職員の報酬、給料、職員手当等、共済費などと重複した決算になります。説明は省略します。

なお、151ページから154ページには実質収支に関する調書、155ページから166ページには財産に関する調書、167、168ページには基金運用状況を掲載しています。

また、主要施策の成果説明書及び指定管理事業報告書の概要を提出し、監査委員からは審査意見書を頂いております。

以上をもちまして概要説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳村博紀君）

引き続き当局の説明を求めます。中村水道課長。

○水道課長（中村浩一郎君）

それでは、議案第57号 令和6年度鹿島市水道事業会計決算認定について御説明いたします。

議案書の8ページを御覧ください。

令和6年度鹿島市水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定を求めるものでございます。

それでは、別冊の水道事業会計決算書にて御説明いたしますので、御準備をお願いいたします。

決算書の1ページ、2ページを御覧ください。

令和6年度鹿島市水道事業決算報告書で、税込み表記となっております。

初めに、収益的収入及び支出です。

収入、1款. 事業収益は、予算額合計614,955千円に対し、決算額は618,569,897円です。

決算額の内訳ですが、1項. 営業収益は、給水収益、新設負担金など、決算額は565,847,767円です。

2項. 営業外収益は、他会計補助金、長期前受金など、決算額は52,722,130円です。

3項. 特別利益の収入はありません。

次に、支出ですが、1款. 事業費は、予算額合計537,957千円に対し、決算額は449,778,026円で、翌年度への繰越額を除いた不用額は88,178,974円となります。

決算額の内訳ですが、1項. 営業費用は、水道施設の維持管理費用、事務全般に関する費用、減価償却費など、決算額は425,246,405円です。

2項. 営業外費用は、企業債利息など、決算額は24,531,621円です。

3項. 特別損失、4項. 予備費の執行はありません。

3、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出です。

収入、1款. 資本的収入は水道資産の取得に伴い生ずる収入で、予算額合計474,940千円に対し、決算額は373,822,735円です。

資本的収入の決算額の内訳ですが、1項. 他会計出資金の決算額は1,505,735円です。

2項. 他会計負担金の決算額は3,260千円、3項. 工事負担金の収入はありません。

4項. 工事補償金の決算額は2,757千円です。

5項. 固定資産売却収入、6項. 国庫補助金の収入はありません。

7項. 企業債の決算額は366,300千円です。

次に、支出になりますが、1款. 資本的支出は、予算合計額744,480千円に対し、決算額は607,573,877円で、翌年度繰越額を除いた不用額は31,526,123円となりました。

次に、決算額の内訳ですが、1項. 建設改良費は、人件費、配水管の布設替えなどで、決算額は463,538,082円です。

2項. 企業債償還金は企業債元金の償還で、決算額は144,035,795円です。

3項. 予備費の執行はございません。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額233,751,142円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填しております。

なお、補填財源の詳細につきましては、25ページに記載しております。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和6年度鹿島市水道事業損益計算書です。

この損益計算書は当該年度の経営成績を表すものであり、税抜き表記です。

1. 営業収益から2. 営業費用を減じた営業利益は101,189,972円となります。この営業利益に、3. 営業外利益を加え、4. 営業外費用を減じた経常利益は128,233,756円となります。この経常利益に5. 特別利益を加え、6. 特別損失を減じた当年度純利益は128,233,756円となりました。

6、7ページを御覧ください。

令和6年度鹿島市水道事業剰余金計算書です。

資本金、資本剰余金、利益剰余金の増減を表すもので、金額は税抜き表示です。

資本金は、今年度の資本的収入である他会計出資金1,505,735円分が増加し、当年度末残高は1,591,330,620円となります。

資本剰余金は増減がなく、367,360,769円です。

7ページ、利益剰余金ですが、減債積立金の当年度末残高は739,759,692円です。

建設改良積立金の当年度末残高は90,000千円です。

未処分利益剰余金の当年度未処分利益剰余金は1,247,978,382円です。これにより、当年度末残高の利益剰余金の合計は2,077,738,074円となります。よって、資本合計の当年度末残高は、資本金の当年度末残高に資本剰余金合計及び利益剰余金合計の当年度末残高を加えた4,036,429,463円となります。

次に、6ページ下段の令和6年度鹿島市水道事業剰余金処分計算書です。

これは、当年度分の未処分利益剰余金1,247,978,382円に含まれる当年度純利益128,233,756円を鹿島市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分に関する条例に基づき、減債積立金及び建設改良積立金へ処分するものであり、処分後残高となる1,119,744,626円が次年度への繰越利益剰余金となります。

8、9ページを御覧ください。

令和6年度鹿島市水道事業貸借対照表です。

企業の財政状態を明らかにするため、当該企業が保有する全ての資産、負債及び資本を総括的に表示したもので、金額は税抜き表示です。

8ページ、資産の部です。

1. 固定資産は、有形固定資産合計4,606,513,923円に無形固定資産合計2,161,320,542円を加えた6,767,834,465円。

2. 流動資産は、現金預金1,034,311,788円、未収金44,874,957円などで、1,080,076,835円。

よって、資産合計は7,847,911,300円となります。

9ページ、負債の部となります。

3. 固定負債合計は、企業債残高のうち1年以内に償還が発生しない企業債など、2,273,468,991円です。

4. 流動負債合計は、企業債残高のうち1年以内に償還が発生する企業債など、199,466,248円です。

5. 繰延収益ですが、長期前受金は減価償却を行うべき固定資産の取得に伴い交付された補助金等相当額を長期前受金勘定をもって整理したもので、長期前受金から収益化累計額を減じた繰延収益合計は1,338,546,598円となります。これに固定負債、流動負債を加えた負債合計は3,811,481,837円です。

次に、資本の部ですが、6、7ページの剰余金計算書のとおり、資本合計は4,036,429,463円となります。

よって、負債合計に資本合計を加えた負債資本合計は7,847,911,300円となり、8ページの資産合計と一致していることを御確認ください。

10、11ページを御覧ください。

このページは決算書作成に伴う特記事項を注記として記載しておりますが、説明は省略いたします。

決算書の説明は以上となります。

続きまして、決算附属書類の説明でございます。

12ページから16ページは概況、17ページから20ページは工事について記載しておりますが、説明は省略いたします。

21ページを御覧ください。

ここは業務について記載しております。令和6年度末の配給水状況です。年度末給水人口は2万3,888人、年間配水量は296万1,794立方メートル、年間有収水量は220万7,397立方メートル、年間有収水量率は74.5%となりました。

次に、中段の表は受託修繕工事及び給水装置工事状況です。工事全体では、前年度より30件減少し、361件です。

下段の表の事業収入に関する事項は税抜き表記で、事業収入の計は566,300,669円です。

なお、給水量1立方メートル当たりの供給単価は223円64銭となります。

22ページを御覧ください。

事業に関する事項は税抜き表記で、総合計は438,066,913円です。

なお、給水量1立方メートル当たりの給水原価は178円26銭となります。

23ページを御覧ください。

ここからは会計について記載しております。重要契約の要旨では、契約金額10,000千円の

工事を記載しております。

24ページを御覧ください。

企業債及び一時借入金の概況では、企業債の借入れ、償還について記載しております。企業債の本年度末残高は2,350,851,852円です。

25ページを御覧ください。

その他会計経理に関する事項では、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費の決算額は70,978,785円です。交際費の執行はありません。

次に、中段の表、棚卸資産購入限度額に対する決算額では、新品及び修繕メーターの購入などで決算額は2,663,309円です。

下段の表、令和6年度補填財源説明では、決算書3ページで説明しました資本的収入不足額233,751,142円に対する補填財源について記載しており、補填後の残高は957,993,448円となっております。

26ページを御覧ください。

その他（不課税収入書明細書）です。収益的収入及び資本的収入の中の不課税収入の使途を表したものとなっております。

27ページを御覧ください。

令和6年度鹿島市水道事業キャッシュフロー計算書です。1会計期間における現金預金の増減を、業務活動、投資活動、財務活動の3つの区分により表示したものです。

I. 業務活動によるキャッシュフローは、水道事業の通常の業務活動による資金の増減を表すもので、262,230,613円の資金を得ております。

II. 投資活動によるキャッシュフローは、水道施設整備など、設備の投資による資金の増減を表したもので、448,521,659円の資金を使用いたしました。

財務活動によるキャッシュフローは、企業債の借入れや償還などによる資金の増減を表しており、223,769,940円の資金を得ております。

以上により、現金預金の期末残高は37,478,894円増加し、1,034,311,788円となりました。この額は、決算書8ページ、貸借対照表に記載の流動資産の現金預金の額と一致しております。

28ページから32ページは、令和6年度鹿島市水道事業会計収益費用明細書、33ページから35ページは、令和6年度鹿島市水道事業会計資本的収支明細書ですが、説明は省略させていただきます。

36、37ページを御覧ください。

固定資産明細書でございます。有形固定資産及び無形固定資産の増減、減価償却の状況を記載しております。

38ページから43ページは企業債明細書となっております。

42、43ページの計の行を御覧ください。

企業債の発行総額4,256,300千円に対し償還高累計は1,905,448,148円、未償還残高は2,350,851,852円となっております。

44ページを御覧ください。

予算繰越計算書です。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の予算繰越しで、第20号、国道207号（肥前鹿島駅付近）配水管布設替工事ほか2件の翌年度繰越額の合計は105,380千円となっております。

以上で令和6年度鹿島市水道事業決算認定について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳村博紀君）

ここで10分程度休憩をいたします。11時10分から再開いたします。

午前11時1分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き議案審議を続けます。

当局の説明を求めます。山口環境下水道課長。

○環境下水道課長（山口秀樹君）

それでは、議案第58号 令和6年度鹿島市下水道事業会計決算認定について御説明いたします。

議案書9ページを御覧ください。

令和6年度鹿島市下水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定を求めるものです。

別冊の下水道事業会計決算書にて説明しますので、御準備をお願いします。

決算書1ページ、2ページを御覧ください。

令和6年度鹿島市下水道事業決算報告書で、税込み表記となります。

初めに、収益の収入及び支出です。

収入、1款、下水道事業収益は、予算額合計1,100,838千円に対し、決算額は1,067,795,392円です。

決算額の内訳ですが、1項、営業収益は、下水道使用料、他会計負担金など、決算額は337,839,075円です。

2項、営業外収益は、他会計負担金、補助金、長期前受金戻入など、決算額は729,956,317円です。

次に、支出ですが、1款、下水道事業費用は、予算額合計1,055,151千円に対し、決算額は1,014,069,540円で、翌年度への繰越額を除いた不用額は35,568,060円となります。

決算額の内訳ですが、1項. 営業費用は、管渠、ポンプ場、処理場の維持管理費用、事務全般に関する費用や減価償却費など、決算額は935,554,871円です。

2項. 営業外費用は、企業債利息など、決算額は74,478,240円、また、3項. 特別損失は、決算額4,036,429円です。

4項. 予備費の執行はございません。

3ページ、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出です。

収入、1款. 資本的収入は、予算額合計1,180,577,245円に対し、決算額は676,701,489円です。

次に、決算額の内訳ですが、1項. 企業債の決算額は347,500千円、2項. 他会計負担金の決算額は10,382,503円、3項. 他会計補助金の決算額は15,474,891円、4. 国庫補助金の決算額は268,600,795円です。5項. 受益者負担金及び分担金の決算額は34,743,300円です。

次に、支出ですが、1款. 資本的支出は、予算額合計1,536,849,990円に対し、決算額は950,850,311円で、翌年度繰越額を除いた不用額は21,086,379円となりました。

次に、決算額の内訳ですが、1項. 建設改良費は、管渠、ポンプ場、処理場の入件費、委託料、工事請負費など、決算額は649,228,011円です。

2項. 企業債償還金は企業債元金の償還で、決算額301,622,300円です。

3項. 予備費の執行はございません。

なお、資本的収入が資本的支出額に不足する額317,961,672円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額や損益勘定留保資金などで補填しております。

なお、補填財源の詳細につきましては、22ページに記載しています。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和6年度鹿島町下水道事業損益計算書です。

この損益計算書は当該年度の経営成績を表すもので、税抜き表記です。

1. 営業収益から2. 営業費用を減じた営業損失は587,501,278円となります。この営業損失に3. 営業外収益を加え、4. 営業外費用を減じた経常利益は29,639,753円です。この経常利益に5. 特別利益を加え、6. 特別損失を減じた当年度純利益は25,627,434円となりました。

6ページ、7ページを御覧ください。

令和6年度鹿島市下水道事業剰余金計算書です。

資本金、資本剰余金や利益剰余金の増減で、金額は税抜き表記です。

資本金の増減はなく、当年度末残高は757,602,314円です。

次に、資本的剰余金は、他会計補助金における他会計出資金の繰入れの増により、当年度末残高は448,408,164円となります。

また、7ページ記載の利益剰余金は、未処分利益剰余金における当年度純利益25,627,434円の増により、当年度末残高は217,818,074円となります。

よって、資本合計の当年度末残高は1,423,828,552円となります。

なお、下表は剰余金処分計算書ですが、これは、当年度純利益25,627,434円を鹿島市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例に基づき減債積立金へ積み立てことから、次年度への繰越利益剰余金は発生しないことを表しております。

8ページ、9ページを御覧ください。

令和6年度鹿島市下水道事業貸借対照表です。

決算日における財政状況を明らかにし、保有する全ての資産、負債及び資本を表すもので、金額は税抜き表記です。

8ページは資産の部ですが、1. 固定資産は、有形固定資産合計に無形固定資産合計を加えた16,135,529,216円です。

2. 流動資産は、現金預金や未収金など、合計554,552,208円です。

よって、資産の合計は16,690,081,424円となります。

9ページの負債の部ですが、3. 固定負債は、1年以内に償還が発生しない企業債など、6,466,449,338円。

4. 流動負債は、1年以内に償還が到来する企業債など446,147,008円です。

5. 繰延収益ですが、減価償却を行うべき固定資産の取得のために交付を受けた補助金など、長期前受金勘定をもって整理した長期前受金により、繰延収益合計は8,353,656,526円となり、これに3. 固定負債、4. 流動負債を加えた負債の合計は15,266,252,872円となります。

次に、資本の部は、6ページ、7ページの剰余金計算書のとおり、資本合計は1,423,828,552円となります。

よって、負債合計に資本合計を加えた負債資本合計は16,690,081,424円となり、この負債資本合計は8ページの資産合計と一致していることを御確認ください。

10ページを御覧ください。

ここは決算書作成の特記事項を注記として記載していますが、説明は省略します。

次に、これより決算附属書類となります。

11ページから24ページは、令和6年度鹿島市下水道事業報告書です。

11ページから14ページは概況、15ページから17ページは工事について記載しておりますが、説明は省略します。

18ページを御覧ください。

ここは業務について記載しています。

令和6年度現在の状況ですが、計画区域内人口1万4,770人、供用開始区域内人口1万2,773

人、下水道接続人口9,356人となり、計画区域内普及率は86.5%、水洗化率は73.2%となりました。また、総処理水量に対する有収率は93.9%です。

次に、中段の表は事業収入に関する事項ですが、その合計は1,028,292,168円、下段の表の事業費に関する事項の総合計は1,002,664,734円です。

19ページ、20ページを御覧ください。

ここからは会計ですが、契約金額10,000千円以上の工事請負費及び委託料について重要契約の要旨を記載しています。

21ページ、22ページを御覧ください。

企業債及び一時借入金の概況です。企業債の本年度末残高は6,738,838,095円となっています。

22ページのその他会計経理に関する事項は、議会の議決を経なければ流用できない経費として、職員給与費の決算額は81,866,768円です。

次に、補填財源についての説明ですが、3ページで説明いたしました資本的収支不足317,961,672円に対する補填財源について記載しています。

なお、補填後の残高は380,793,957円となります。

23ページ、24ページを御覧ください。

ここは不課税収入明細書ですが、他会計負担金などの不課税収入の使途について記載しています。

25ページを御覧ください。

令和6年度鹿島市下水道事業キャッシュフロー計算書です。これは1会計期間における現金預金の増減を、業務活動、投資活動、財務活動の3つの区分により表示したもので、金額は税抜き表記です。

1. 業務活動によるキャッシュフローは、下水道事業の通常の業務活動の実施による資金の増減を表すもので、273,873,549円の資金を得ています。

2. 投資活動によるキャッシュフローは、将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動による資金の増減を表すもので、375,527,661円の資金を使用しています。

3. 財務活動によるキャッシュフローは、企業債などの借入れや償還による資金の増減を表しており、45,877,700円の資金を得ています。

以上により、現金預金の期末残高は55,776,412円減額し、396,503,700円となりました。この額は8ページの貸借対照表の記載の流動資産の現金預金の金額と一致していることを示しております。

26ページから30ページは収益費用明細書、31ページから33ページは資本的収支明細書ですが、説明は省略いたします。

34ページ、35ページを御覧ください。

固定資産明細書です。有形固定資産及び無形固定資産の増減と減価償却の状況を記載しています。

36ページから39ページは企業債明細書です。

38ページ、39ページの計の欄を御覧ください。

企業債発行総額10,322,480千円に対し、償還高累計は3,583,641,905円、未償還残高は6,738,838,095円となっております。

40ページ、41ページを御覧ください。

予算繰越計算書です。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越計算書で、汚水幹線・準幹線・枝線管渠築造工事ほか4件の翌年度への繰越額の合計は345,913,300円です。

42、43ページを御覧ください。

上段の表は、地方公営企業法第26条第2項のただし書の規定による事故繰越計算書で、中村・乙丸排水区浸水シミュレーション検討業務委託の翌年度への事故繰越額合計は5,513,400円です。

下段の表は、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費の繰越計算書となり、鹿島市浄化センター改築事業で継続費の総額982,000千円、そのうち令和6年度継続費予算現額計が486,000千円で、支払義務発生見込額を差し引いた残高219,000千円を翌年度遅次繰越しといたします。

以上で令和6年度鹿島市下水道事業決算認定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳村博紀君）

議案第53号から議案第58号までの6議案は、決算審査特別委員会を設置し、委員会付託による審査を予定しております。このため、質疑は6議案を一括し、総括的な大綱質疑といたします。

なお、質疑をされる場合は会計名を言ってから質疑に入ってください。質疑はありませんか。12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

12番議員の伊東です。それでは、一般会計の歳入歳出について、ちょっと気になる点を御質問させていただきます。

決算書の1ページのところの市税、市税の中で気になるのが、不納欠損額というものが前年度よりも、市民税、固定資産税、軽自動車税、全てにおいて増えております。全体的には6,691,083円、不納欠損額が増えております。

それともう一つ、7ページの国民健康保険特別会計においても、不納欠損額、前年度比8,956,105円増となっております。これが今、鹿島市の経済というか、景気が悪い中で起き

ているものなのか、これは何かしら特別な理由があって、ここまで前年度よりも増えていくのか。特に市税に関しては、もともと直接のこの市民税というものが全体の予算額に比べて鹿島市は少ないわけですね。そういう中で、やはり税金というものは、国民全員が同じ条件の下、税金を納めるというふうになっていますので、何らかの特別な理由がない限り、ここに辺りが出てくるはずはないんですね。それについて担当課、御答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

山口税務課長。

○税務課長（山口 洋君）

それでは、不納欠損額の増加の理由、特に理由等があるのかということなんですかでも、この不納欠損処分というものが、納税義務が消滅したとき、または納税の見込みがなくなつた場合に、既に調定した歳入が徴収できなくなつたことを決定するための手続となっております。その内容としては、単純時効でありますとか執行停止、即時欠損というものがありますが、この内容は省略をさせていただきます。

主な理由なんですかでも、市税プラス国民健康保険税合わせなんですが、これは新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、業績不振とか失業等によって滞納者が増えたことによるものとなっております。滞納者と折衝をするに当たって、聞き取り、折衝、財産調査を行う流れなんですかでも、そういったことで滞納者からのお話を聞いた中でそういう話が多くありました。担税力が見いだせない人について、今回、執行停止を行つたという結果になっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

担当課の答弁ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症が発症したのが令和2年ぐらいからだったですか、そして、4年度ぐらいに終息を迎えて、そして、5類に変わってきたのが令和5年だったですかね。そう考えると、非常に長い間、このコロナの影響というのは続いているというふうになるんですけど、もちろん新型コロナウイルス感染症が発生をして、鹿島市の中も非常に多くの方が感染をしました。

そういう中で、この不納欠損まで至る業種としては、やはり飲食業とか、そういうふうなのが多いんでしょうか。その辺り調査もされていると思いますので、御答弁をお願いします。

○議長（徳村博紀君）

山口税務課長。

○税務課長（山口 洋君）

この不納欠損に至った相手方の職種、業種ということで、どういった内訳かということなんですが、今手元に詳しい資料を持ってきておりませんが、大まか言いますと、やっぱり1次産業の方であったりとか事業者の方も含めて満遍なくいらっしゃるということになっております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

12番伊東茂議員。

○12番（伊東 茂君）

じゃ、最後の質問にしますけど、不納欠損という決定をするまでの過程というか、それはどのくらい年度を置いて最終的に不納欠損という形に持っていくのか、それについて御答弁お願いします。

○議長（徳村博紀君）

山口税務課長。

○税務課長（山口 洋君）

不納欠損に至るこの処分の中身ということなんですけれども、先ほど言いました単純時効、執行停止、即時欠損の流れについてお話をしたいと思います。

単純時効につきましては、徴収権を5年間行使しなかった場合に、時効により徴収権が消滅します。これは5年間ということになります。

執行停止というものが滞納処分の一つで、滞納者に一定の事由、もう財産がないとか、生活困窮等がある場合に、職権で強制徴収の手続を停止するものということになります。停止期間が3年間継続したとき納入義務が消滅するものとなっております。

最後に、即時欠損というのですが、これも滞納処分の一つとなります、徴収金を徴収することができないことが明らかで一定要件に該当した場合に執行停止を行い即時に消滅させるものということで、この3つの地方税法に基づいて取扱いを行っているところでございます。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。14番松尾征子議員。

○14番（松尾征子君）

14番松尾です。1点目は、ふるさと納税の件でお尋ねします。

6年度は15億円、鹿島市は寄附があったということですが、私はどうしても前からそのことがどうなっているのかなと思っているのは、ふるさと納税をもらう分はいいですが、鹿島の方がよそにした場合にした人に減税があるんでしょう。その点についての減税がどういう

形になっているのか。鹿島市にそれだけの収入はあるけど、出していく分についての減税額があるということになれば、そういう面でも問題があると思いますので、6年度に減税になつた分がどれぐらいあるのかというのを、これは資料として出していただけないかと思います。1点です。

それから、もう一点です。私は常に行財政の運営については公平・公正でなくちゃいけないということを言ってきました。そういう面では、特に同和事業においては毎年同じことを指摘しておりますが、何年たっても全くその取組は変わっていない。果たして今年はどうかという、そのことを少しは変わったかなという期待をいたしておりますが、そういう面でやっぱりしっかりとその辺については協議をしていきたいと思いますので、これまでお願いしてきましたが、同和事業が6年度、具体的にどのようになってきてているのか。その辺についてぜひ資料として出してもらいたいし、それから、それと同じにして福祉団体が幾つかありますが、その3つの団体ですか、それから老人クラブもありますが、そういう団体に補助金が出されておりますが、その補助金の団体がどれぐらいの団体にどれぐらい出ているかということを比べながら私は行財政の公平・公正をさらに協議していきたいと思いますので、その辺の資料についても提出をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

資料請求よろしいですね。はい、大丈夫です。（「じゃ、お願いします」と呼ぶ者あり）ほかに質疑はありませんか。9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

9番議員の松田です。1点質問をさせていただきたいと思います。

主要成果説明書の12ページです。

一般会計の財政状況の推移ということで過去10年のそれぞれの推移が記載されておりますけれども、この中で、以前も質問をさせていただいておりましたが、市の投資的経費の推移、建設業のほうなんですけれども、今年度、令和6年度が約1,450,000千円となっています。これまで鹿島市においては、市民会館の建設などにおいて事業費のほうはある程度、30億円前後で3年間ぐらい推移をしまして、その前は20億円前後だったと思いますけれども、今後、地元の景気を支えるという意味において、この投資的経費の考え方を市はどのように考えておられるのか。令和6年度は一般財源ベースで多分250,000千円ぐらいだったと思いますけれども、この財源ベースを今後維持するのか、それとも市内経済を喚起するために増やしていくのか、その辺、担当課としてどのように考えておられますか。

○議長（徳村博紀君）

村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

お答えをいたします。

先ほど御紹介ありましたとおり、6年度は少し大型事業が終了したということで、6年度のほうがやはり何をするというか、通常で事業量が少なかったということで14億円ぐらいに落ちていますけれども、通常のベースで見ますと20億円前後は必要な事業ということで、インフラの整備だったりとかありますし、今後は公共施設の更新等も控えておりますので、そこら辺は財政サイドがコントロールするというか、必要な事業はこれくらいの水準を維持しながら投資事業も行っていくことになるということで考えております。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

以前からこの投資的経費については、建設事業ですけれども、市内の経済の景気を支えていくということで話があつておりました。その中で、大体一般財源ベースで4億円程度を確保して、それに国、県の補助金を入れて一定程度の事業費を確保していくということであったと思います。

その中で、昨年が250,000千円とちょっと少なかった感じがしますけれども、今後はそのような考えで取り組んでいかれるということでよろしいんでしょうか。

○議長（徳村博紀君）

村田財政課長。

○財政課長（村田秀哲君）

お答えいたします。

昨年はやはり少ないということで、必要な事業をするという観点では、一般財源ベースでは通常予算ベースで4億円から5億円程度ぐらいを通年の事業費ということで財政のほうも考えておりますので、年度間の多寡はあると思いますけれども、そこら辺はそのように考えていただいて結構だと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

9番松田義太議員。

○9番（松田義太君）

県内の各市の単独事業、また、国、県の事業についてもこの西部地区のほうがやっぱり非常に少なくなっていますので、そういう意味では市内事業者も非常に厳しい状況下にあると思います。

その辺考えて、令和6年度は一旦縮小になっておりますけれども、ぜひ今年度以降は今おっしゃったような一般財源ベースで大体4億円から5億円を確保していただいて、事業自体が国、県の補助を含めて一定程度の確保ができるようにお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（徳村博紀君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はこの程度にとどめ、お諮りいたします。ただいま審議中の議案第53号から議案第58号の6議案は、委員会条例第6条の規定により、定数を14名とする決算審査特別委員会を設置し、一括して付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、本6議案は、定数を14名とする決算審査特別委員会を設置し、これに一括して付託することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、釘尾勢津子議員、宮崎幸宏議員、笠継健吾議員、中村日出代議員、池田廣志議員、杉原元博議員、樋口作二議員、中村一堯議員、松田義太議員、勝屋弘貞議員、角田一美議員、伊東茂議員、福井正議員、松尾征子議員、以上の14名を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました14名を決算審査特別委員会の委員に選任することに決しました。

ここで決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行いますので、暫時休憩します。

午前11時46分 休憩

午前11時56分 再開

○議長（徳村博紀君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催されました決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。委員長に12番伊東茂議員、副委員長に1番釘尾勢津子議員、以上のとおり決定いたしました。

午前中はこれにて休憩いたします。午後の会議は午後1時から再開いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時 再開

○議長（徳村博紀君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第4 議案第59号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第4. 議案第59号 鹿島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。高本福祉課長。

○福祉課長（高本智子君）

それでは、議案第59号 鹿島市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

議案書は10ページから、議案説明資料は1ページからとなります。

議案書10ページをお願いいたします。

提案理由ですが、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるため、この案を提出するものです。

条例制定の内容につきましては議案説明資料のほうで説明いたしますので、議案説明資料の1ページをお開きください。

1番目の制定理由でございますが、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について必要な事項を定めるため、この条例を制定するものでございます。

2番目の背景でございますが、ゼロ歳児から2歳児の約6割が未就園児であり、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、その支援が求められる中、全ての子育て家庭に対して、保護者の働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、こども未来戦略の加速化プランにおいて、乳児等通園支援事業、（通称）こども誰でも通園制度が創設されることとなりました。

次に3番目の、制度の概要でございます。生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子供を育てている家庭が、児童1人当たりにつき一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度です。鹿島市での利用可能枠は、国が定める補助基準上の上限として定められている月10時間までとします。家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて子供の成長を促し、全ての子供の育ちを応援することが主な目的で、令和8年度からは全ての自治体で実施することになっております。この制度には一般型と余裕活用型があります。一般型は定員を別に設定して実施する方法で、余裕活用型は保育所等において利用定員の空きを利用して実施する方法です。鹿島市においては余裕活用型での実施を想定しております。

資料2ページをお願いします。

4番目の条例の概要です。この事業は、市町村、または市町村の認可を受けた事業者が実施することができ、児童福祉法第34条の16第1項の規定により、市町村は事業の設備及び運

営に係る基準を条例で定めなければならないこととなっております。

鹿島市では、国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に準じ、条例において次の基準を定めることとします。

1つ目は、必ず国が定める基準に適合しなければならない従うべき基準です。従事する者及びその員数について、国の基準に従い定めることとなっております。また、事業の運営に関する事項であって、安全の確保及び児童の適切な処遇並びに秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するものにつきましては、国の基準に従い定めることとなっております。

主な内容としまして、まず、中ほどに表で示しておりますが、設備及び職員に関する基準、これは、一般型では条例第21条から第23条まで、余裕活用型では第26条に定めているものですが、従事者は、保育士、または市長等が行う研修を修了した者を配置しなければならず、そのうち半数以上を保育士としています。配置基準は、ゼロ歳児で子供3人に対して従事者1人、1・2歳児で子供6人に対して従事者1人となります、従事者の最低配置数は2人です。

面積に関する基準については、乳児室はゼロ・1歳児1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室は3.3平方メートル以上、保育室、遊戯室は、2歳児につき1人につき1.98平方メートル以上であります。

なお、余裕活用型におきましては、保育所等各施設の基準に従う必要があります。

また、事業の運営に関する事項であっては、安全の確保として、第7条で安全計画の策定を義務づけ、第8条で自動車で送迎をする場合の安全管理の徹底を求めていきます。児童の適切な処遇として、第13条で利用乳幼児を平等に扱うことを定め、第14条で虐待等の防止を、第16条で食事の提供を行う場合について定めています。

そして、保育支援の内容は、保育所保育指針に準じ、利用乳幼児及び保護者の心身の状況に応じて提供されることとしています。

以上が従うべき基準となります。

2つ目に、参酌すべき基準で、これは国基準を参酌し、地域の実情に応じて定める基準となります、鹿島市では全て国基準のとおりとしています。最低基準の目的とその向上、乳児等通園支援事業者の一般原則のほか、保護者とのコミュニケーションを丁寧に行うことなどを定めています。

資料3ページをお願いします。

3つ目に、市独自の基準、暴力団の排除についてですが、鹿島市暴力団排除条例の理念にのっとり、暴力団等の参入、影響を排除し、安心して利用できる環境を整備することを第11条において定めています。

施行期日は公布の日としています。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳村博紀君）

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託が予定されており、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。

それでは、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第59号は、会議規則第36条第1項の規定により文教厚生産業委員会に付託をいたします。

ここでお諮りいたします。議案第60号から議案第62号までの3議案は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第60号から議案第62号までの3議案は委員会付託を省略することに決しました。

日程第5 議案第60号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第5. 議案第60号 鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。三ヶ島DX推進室長。

○DX推進室長（三ヶ島正和君）

それでは、議案第60号 鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は22ページから、議案説明資料は5ページからでございます。

それでは、議案書22ページをお願いいたします。

提案理由は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号を利用して住民登録者でない者の情報を管理するため、この案を提出するものでございます。

改正内容等については議案説明資料で説明いたしますので、議案説明資料の10ページをお願いいたします。

1、改正理由は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、個人番号を利用して住民登録者でない者（住登外者）の情報を管理するため、所要の改正を行うものになります。

2、経緯は、住民登録や市税などの事務を処理するための情報システムは、住民サービスの向上や業務効率化などを図るため、全国標準仕様に対応したシステム（標準準拠システム）への移行が義務づけられています。

住登外者の宛名番号は、これまで各システムの一部において、個別に付番、管理してきま

したが、標準システム移行後は、共通機能である住登外者宛名番号管理機能で一元的に管理を行うこととなります。

住登外者宛名番号管理機能の情報は個人番号を利用して管理するため、いわゆるマイナンバー法の規定により、個人番号の独自利用を行う事務として条例に定める必要があります。下の図のように、現行はシステムごとに住登外者の宛名番号も付番しております。改正後は、標準準拠システムに実装される住登外者宛名番号管理機能によって、システムが複数あっても宛名番号が1つに統一されるようになります。

11ページをお願いします。

3の改正内容になります。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報を管理する事務については、マイナンバー法第9条に定められている法定事務（準法定事務）ではないことから、同条第2項において、市町村が条例を定めれば独自利用を行う事務としてマイナンバーを利用することができます。

福祉や税務などの法定事務（準法定事務）において住登外者の情報を利用し処理する業務もあることから、(1)でございます。法定事務について、住登外者の情報を府内で連携して利用できるものとします。

(2)住登外者の情報を個人番号を利用して管理するため、独自利用を行う事務として追加をします。

(3)本条例において、既に独自利用を行う事務となっております。表で示しております4つの事務について、それぞれの事務にひもづく特定個人情報として、住登外者宛名情報を伝えることにより、住登外者の情報を府内で連携して利用できるものとします。

(4)住登外者の情報を管理する事務が独自利用を行う事務となるため、この事務にひもづく特定個人情報として(3)に掲げる事務で利用する特定個人情報を掲げ、府内で連携して利用できるものとします。

4. 施行期日は、公布の日となります。

参考として、関係法律の抜粋と、5ページから9ページまでは新旧対照表をつけております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第60号 鹿島市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第60号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第61号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第6. 議案第61号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。幸尾市民課長。

○市民課長（幸尾かおる君）

議案第61号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

議案書は30ページ、議案説明資料は12ページから14ページとなります。

それでは、議案書30ページを御覧ください。

提案理由は、地方公共団体情報システムの標準化に伴い、印鑑登録原票等から性別表記を廃止するため、この案を提出するものです。

続きまして、議案説明資料の14ページを御覧ください。

2、経緯にありますように、印鑑登録原票等には、印鑑登録証明事務処理要領に準じて、登録者の男女の性別を表記しています。

印鑑登録事務を処理するための情報システムは、住民サービスの向上や業務効率化などを図るため、全国標準仕様に対応したシステムへの移行が義務づけられています。

性の多様性に配慮する観点から、情報準拠システムの移行に伴い、印鑑登録原票等の性別を廃止するため、条例を改正する必要があります。

改正内容は、印鑑登録原票等から性別を廃止すること及び電気通信事業法の一部改正が行われたことにより、引用している条文を整理することです。

4、施行期日は、性別表記の廃止については規則で定める日として、標準準拠システムへの移行準備が整い次第ということにします。

それと、条文の整理については、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日となります。

議案説明資料12ページ、13ページは、鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の新旧対照表

です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第61号 鹿島市印鑑条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第61号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第62号

○議長（徳村博紀君）

次に、日程第7. 議案第62号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。山口税務課長。

○税務課長（山口 洋君）

それでは、議案第62号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書32ページをお願いいたします。

提案理由は、地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

次の33ページから36ページは、その改正内容でございます。

具体的な内容につきましては、別冊の議案説明資料にて御説明いたしますので、議案説明資料の19ページをお願いいたします。

1、改正理由ですが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

2、主な改正内容ですが、大きく2点ございます。

まず1点目、個人住民税の特定親族特別控除の創設です。

これは物価上昇局面における税負担の調整、就業調整への対応、いわゆる年収の壁への対応といたしまして所得税法が改正され、これに伴い、個人住民税においても次の3点の制度改正が行われることとなります。

1つ目、給与所得控除の最低保障額の引上げ、現行の550千円から650千円へ、2つ目、扶養親族等に係る所得要件の引上げ、現行の480千円から580千円へ、3つ目、大学生年代の親族に対して特定親族特別控除が創設されます。この特定親族特別控除は、個人住民税の納税義務者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等で、所得要件を満たす方が対象となり、納税義務者の前年の総所得金額から下段の表のとおり控除するものとなっております。この表中、太枠で囲んだ部分が新たに創設される特定親族特別控除となります。

資料20ページをお願いいたします。

一番上の段になりますが、なお、最初に説明をいたしました制度改正の1つ目、給与所得控除の最低保証額等と、2つ目、扶養親族等に係る所得要件の引上げにつきましては、所得税法等の規定を準用していることから、今回、条例改正の必要はございません。

次、大きな2点目、(2)加熱式たばこの課税方式の見直しです。

加熱式たばこの課税方式は、その重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算して課税し、その税額は紙巻きたばこの7から9割程度となっております。このため、この税負担差を解消するため、国たばこ税の課税方式が見直されることに伴い、地方たばこ税においても同様の見直しが行われます。

見直しの内容は、中ほどの表を御覧いただきたいと思いますが、現行は重量面で加熱式たばこ0.4グラムで紙巻きたばこ0.5本に換算しているものを、改正後は、重量面のみの換算となり、紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこの場合は0.35グラムで紙巻きたばこ1本に、それ以外の加熱式たばこの場合は0.2グラムで紙巻きたばこ1本に換算することになります。ただし、重量がそれら以下の場合は、米印2と3のところに書いておりますが、その方法による換算方法となります。

なお、この改正は減激変緩和の観点から、令和8年4月、令和8年10月の2段階で実施されます。

3、施行期日は、(1)個人住民税の特定親族特別控除の創設が令和8年1月1日、(2)加熱式たばこの課税方式の見直しが令和8年4月1日となります。

資料15ページから18ページは新旧対照表となります。御参考ください。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（徳村博紀君）

ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳村博紀君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳村博紀君）

討論を終わります。

採決します。議案第62号 鹿島市税条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（徳村博紀君）

起立全員であります。よって、議案第62号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明11日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時26分 散会